

給水停止に係る海外調査質問票（提出）

協力：ソウル特別市上水道管理本部  
料金制度課

Q 1. 貴自治体において水道事業を実施していますか。

A. 実施している

Q 2. 水道料金の支払いがない者に対して、給水を停止することが可能ですか。可能な場合には、根拠となる規程についても教えてください。

A. 可能

一定期間以上水道料金の支払いがない場合、給水停止(停水処分)が可能で、市議会の議決を経た地方自治体条例であるソウル特別市水道条例第43条に基づきます。

Q3. 水道料金の請求から、実際に給水停止をするまでの期間及びフローについて教えてください。

A. 水道料金の納付期限が過ぎた日から60日以内に、10日以内の納付期限を定めた督促状を発行します。督促状を発行した後、納付期限内に納金しなかった場合、停水処分(給水停止)予告書を発行することができます。水道使用者等が停水処分予告を受けて、指定した期限までにその義務を履行しなかった場合、停水処分命令書を発行し、命令書を発付した日から2日以内に停水処分をすることができます。

Q4. 水道料金の支払いがない者に対して、給水の停止はどの程度の頻度で実施していますか。(給水人口千戸あたり月〇戸)

A. 2022年時点給水世帯に対する給水停止処分：2,110件(世帯数:6,952,254世帯)  
月0.025件/千戸

Q5. 水道料金の支払いがないが給水を停止しない特例について定めがありますか。

(回答後Q6へ)

A. ソウル特別市水道条例施行規則第56条(停水処分)第5項で、家庭用水道計量器の場合、酷暑期、酷寒期には停水処分を猶予できる規定があります。また、国からの通知(行政自治部経営支援課-2946(04.12.1)号)などにより、停水処分対象世帯のうち基礎生活受給者がいる場合は、停水処分を猶予しています。

Q6. 給水停止を行わずに、どのような手段によって未納となった水道料金を回収していますか。

A. 停水処分のほか、財産差押えにより未納の水道料金を回収しています。

Q7. 水道料金について、貧困世帯への対策・対応はどのようなものがありますか。

A. 未納水道料金の納付のための督促過程で生計困難などの事情が判明した場合、停水処分を猶予したり福祉支援内容を案内したりして、該当自治区福祉担当の協力を得ています。

Q8. 水道料金の徴収率について教えてください。

A. 2022年請求件数：12,437,726件

2022年収納件数：11,664,978件（未収納件数：772,748件）

全体件数対比収納件数：93.79%

Q9. 水道料金の算出方法について教えてください。

A. 当該納期の使用料金は、今回の点検指針数から前回の点検指針数を差し引いた使用量を基準にし、業種によって計算された料金に口径別基本料金を合わせて算出します。（ソウル特別市水道条例施行規則第20条1項）

## 【参考】 根拠法令

### ○ソウル特別市水道条例 抄

**第 40 条第 5 項(水道施設の維持管理)** 市長は、浄水池・排水池等水道施設の構造的安全性及び水道水の品質低下を防止するために努めなければならない。

②市長は第 1 項により浄水池および配水池防水・方式工事の場合「建設技術振興法」第 39 条第 2 項による監督権限代行業務を含む建設事業管理をすることができる。また、このために別途の指針を作って運営することができる。

[本条新設 2019. 5. 16.]

**第 41 条 (水道使用者等の届出義務)** ①水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。〈改正 2015. 7. 30、2021. 9. 30〉

1. 給水設備の使用を開始・中止、又は廃止しようとするとき
2. 給水設備の破損・漏水又は給水に異常があるとき
3. 給水用途を変更しようとするとき
4. 水道計量器のない私設消火栓を使用した場合
5. 給水世帯数が変更されたとき
6. その他給水に関し規則で定める事項

② 市長は、第 1 項の届出事項について届出をしない場合、関係公務員に直接調査させ、職権で給水中止、業種変更等必要な処分をすることができる。

### **第 43 条 (停水処分)**

① 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、給水を停止（以下「停水処分」という。）することができる。

1. 水道料金・手数料、又は工事費など、この条例に規定する徴収金を督促され、指定した期限内に納付しなかった者
2. 給水をこっそり使った者
3. 市長の承認なしに給水設備工事を行った者
4. 水道計量器(設置封印を含む)の作動を妨害するか、毀損又は無断撤去して水道料金を脱税しようとする者
5. 停水処分中、給水設備を無断で使用した者
6. 業種の異なる給水を混用して水道料金を脱税しようとする者
7. 第 40 条第 5 項に違反した者

8. 第 41 条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
9. その他、この条例で定める規定に違反した者
- ② 家庭用水道使用者に対し、第 1 項第 1 号の規定により停水処分を実施するときは、社会福祉担当部署にその内容を通知するなど必要な措置を取らなければならない。
- ③ 停水処分の解除は、義務者の申立てに従うものの、停水処分の原因が解消された後でなければ解除することができない。ただし、次の各号の場合には、停水処分を解除することができる。
  1. 停水処分解除後 1 ヶ月以内に滞納した水道料金の納付が可能と認められる場合
  2. 滞納した水道料金のうち市長が定めた金額を納付し、残りの金額も納付するという意思を明らかにした場合
- ④ 第三項の規定により停水処分を解除するときは、停水処分事由が水道料金滞納である場合、家庭用以外の収容家には保証金を徴収することができる。
- ⑤ 第四項の規定による保証金額、納付方法等その他必要な事項は、規則で定める。

#### ○ソウル特別市水道条例施行規則 抄

##### 第 20 条 (使用料金の徴収決定方法)

- ① 当該納期の使用料金の徴収決定は、この回点検指針数から前回点検指針数を差し引いた使用量を基準とする。

##### 第 56 条 (停水処分)

- ⑤ 家庭用水道計量器の場合、酷暑期・酷寒期には停水処分を猶予することができる。
  1. 酷暑: 7 月から 9 月まで
  2. 酷寒期: 12 月から翌年 2 月まで

#### ○行政自治部経営支援課-2946(04.12.1)号 抄

##### 「基礎生活受給者に対する断水猶予措置などの協力要請」

(中略)

2. 保健福祉部から冬季の間、基礎生活保障受給者に対する断水猶予措置の協力要請があり、通知いたしますので
3. 特別市、広域市および市・郡の上水道事業部署では、当該自治体(社会福祉課)が保有している基礎生活保障受給者名簿(名前、住民登録番号、住所)を提出してもらい、断水世帯と基礎生活保障受給者名簿を対照し、断水世帯の中に基礎生活保障受給者がいる場合には料金納付猶予などの措置を通じて水道水供給が再開されるよう積極的に協力してください。

(中略)

(行政安全部、保健福祉部はいずれも国の機関であり、日本の総務省、厚生労働省に相当する。)